

○山口県地方薬事審議会設置条例

昭和三十六年三月二十八日
山口県条例第五号

山口県地方薬事審議会設置条例をここに公布する。
山口県地方薬事審議会設置条例

(設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三条第一項の規定に基づき、山口県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 薬事衛生の指導に関する事項
- 二 薬事衛生に関する知識の普及に関する事項
- 三 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、薬事に関する重要事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者について、知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 五人以内
 - 二 薬事に関する業務に従事する者 五人以内
 - 三 消費者の意見を代表する者 二人以内
 - 四 関係行政機関の職員 一人
- 2 前項第一号から第三号までに掲げる者である委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもつて充てる。
- 3 会議は、委員の三分の二以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第七条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に三人以内の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

(幹事)

第八条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が命ずる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(知事への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、知事が定める。

付 則

1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 昭和三十八年十二月二十一日までに新たに委嘱され、又は任命される第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者である委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同年同月同日までとする。

附 則(昭和三八年条例第三五号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年条例第三六号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第三号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一二号)
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三六号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。